

1. 件名：「新規基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(高浜1, 2, 3, 4号炉設置変更(津波警報が発表されない可能性のある津波への対策))【21】」

2. 日時：令和2年7月22日 10時30分～11時00分

3. 場所：原子力規制庁 原子力規制庁内会議室

4. 出席

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

岩田安全管理調査官 他9名

関西電力株式会社：担当者4名

5. 要旨

(1) 関西電力から、高浜発電所の原子炉設置変更許可申請(津波警報が発表されない可能性のある津波への対策)について、本日の提出資料に基づき説明があった。これに対し、原子力規制庁は、準備が整い次第、書面審査用書類を提出するよう求めた。

(2) 関西電力から、了解した旨の回答があった。

なお、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「新型コロナウイルス感染症対策に係る原子力規制委員会の対応の一部変更について」(令和2年6月24日 第12回原子力規制委員会配付資料)に基づき、対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- ・高浜発電所 原子炉設置変更許可申請【津波警報が発表されない可能性がある津波の基準津波を一定程度超える津波に対する頑健性の確保について(特重施設)】(※非公開)
- ・高浜発電所 1～4号炉 津波警報が発表されない可能性のある津波への対応について(特重施設) <補足説明資料> (※非公開)

※ 提出資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条に定める不開示情報を含むため、平成29年4月26日原子力規制委員会「特定重大事故等対処施設に係る工事計画の審査の進め方について」を踏まえ、非公開とします。

以上